

## 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策の検討にあたっての考え方

### 1 検討にあたっての考え方

不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地（以下、「所有者の所在の把握が難しい土地」という。）については、地方から都市への人口移動が進む中で、地方を中心に今後も増加することが想定される。その結果、様々な事業の推進において土地の円滑な利活用に支障を来すおそれがあるほか、そのためのコストも増大するおそれがある。

そのため、本検討会では、所有者の所在の把握が難しい土地の円滑な利活用等に向けて以下の考え方を基本としつつ、現場の対応の進展に貢献する実務的な方策について検討を進める。

- ① 所有者の所在の把握が難しい土地は、地方の基礎自治体や規模の小さな組織、個人等が対応を迫られることも多いことから、そのような現場が抱える課題を把握する。
- ② 現場の問題意識に立脚した上で、所有者の所在の把握が難しい土地の増加を防ぎ、また、その利活用が円滑に進むよう、現場の負担の軽減を含め、現場における対応の進展に資する方策について検討する。
- ③ 本件は、個別の機関においてはこれまでも検討されてきたが、各分野にまたがる課題について検討する場合は、本検討会が初めてとなることから、本検討会においては、主として複数の施策分野に共通する取組及び関係機関が連携して取り組むことによって効果が期待できる取組について検討する。

### 2. 検討の方向性

1. を踏まえ、本検討会においては、主として現場実務者からのヒアリングにより、具体的な課題と対応のあり方について検討を進める。現時点で想定される検討分野は、以下のとおりであるが、今後、検討を進めていく中で、必要に応じて修正・追加し、また、各項目の下により詳細な対応事項を設定していく。

- ① 所有者の探索方法の明確化等、所有者探索における現場の負担を軽減するための取組
- ② 所有者の所在の把握が難しい土地を増加させないための取組
- ③ 所有者の所在の把握が難しい土地の円滑な利活用のための取組等

### 3. 検討の進め方

○検討会の前半（4～7月）においては、課題を把握するとともに対応方策を網羅的に整理し、7月を目途に中間的なとりまとめを行う。

○後半（9月～12月）においては、関係機関が連携して取り組む対応方策を中心に検討を進め、12月を目途にとりまとめを行う。